

○執行機関の附属機関に関する条例（一部抜粋）

昭和31年11月1日

条例第36号

改正

平成25年3月29日条例第66号

(設置)

第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

2 前項に定めるもののほか、契約の相手方の選定に係る審査会、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

(施行細目の委任)

第2条 前条の規定に基づき設置された附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、執行機関の規則その他の規程で定める。

(附則等中略)

附 則（平成25年3月29日条例第66号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
神戸市地域公共交通会議	道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく本市内の地域の実情に応じた適切な旅客輸送の確保その他の必要な事項についての調査審議に関する事務
神戸市過疎地有償運送運営協議会	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する過疎地有償運送についての調査審議に関する事務
神戸市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則第49条第3号に規定する福祉有償運送についての調査審議に関する事務